

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙記載の公開請求（以下「本件請求」という。）について行った公開決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成27年6月27日（受付は同年6月29日）、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年7月13日、実施機関は、本件請求に対して対象となる公文書を岩出市船戸の一部地区において実施機関が行った地籍調査に係る「地籍図根三角点網図」、「地籍図根多角点網図兼細部図根点配置図」、「認証書」及び「土地登記済通知書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、公開とする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年7月17日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

公開するとの決定であるが、公開した公文書は請求した文書に非ず、偽の文書である。

岩出市は、国土調査法で行ったように見せかけの地籍調査各文書及び図面は、地方自治法第2条第16項により無効であるが、無効としなかった根拠を証明出来る公文書原本を開示せよ。

第4 異議申立ての理由

今回開示請求文書件名は「昭和31年9月30日付で県報及び官報告示に基づいた和歌山市と岩出市（当時は町）の境界について字船戸地番131～、字北原1110～、字岩之谷1116～、字長谷1118～に岩出町を置く」は、今も変更が無く、岩出市と和歌山市との境界は和歌山市大字上三毛字東山田263、264、265、266に接する二線無番地、無番地、272-4、272-1に接する里道より南側及び西隣字東垣内各筆界線である。

しかし、現実的には確定しているこれら字北原の公図と共に地番までがJR船戸駅南側一帯に移動している。

これは不動産登記法違反であるが、この違反事実については地方自治法第2条第16項で無効である。

しかし、岩出市は無効とせず放置しているが総務省に届けた事実が無いことから特定の業者に便宜を図ったことが考えられる。

第5 実施機関の説明

1 本件公文書について

(1)「地籍図根三角点網図」と「地籍図根多角点網図兼細部図根点配置図」は、実施機関が国土調査法の規定に基づき岩出市船戸の一部地区において行った地籍調査として作成した図面である。

(2)「認証書」は、実施機関が岩出市船戸の一部地区において行った地籍調査の成果について、国土調査法の規定に基づき和歌山県知事が認証したことを示すものである。

(3)「土地登記済通知書」は、実施機関が岩出市船戸の一部地区において行った地籍調査の成果について、国土調査法の規定に基づき和歌山地方法務局岩出出張所において登記事務が完了したことを示すものである。

2 本件処分について

異議申立人は、実施機関が岩出市船戸の一部地区において行った地籍調査について無効であると主張するため、国土調査法の規定に基づき適正に行われていることを明らかにするため、本件処分を行った。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

(1) 審査会は、条例第13条に規定されているように実施機関が行う公文書の公開可否決定等に係る判断の妥当性について審査を行う機関であり、異議申立人の主張する公文書自体の真偽について判断を行うものではない。また、本件処分は全部公開とする旨の決定であることから、実施機関が本件請求に対して本件公文書を特定したことの妥当性について検討を行った。

(2) 本件公文書について確認したところ、実施機関の説明のとおり、実施機関が岩出市船戸の一部地区において行った地籍調査の成果について、国土調査法の規定に基づき、和歌山県知事が認証したこと及び和歌山地方法務局岩出出張所において登記事務が完了したことを示すものであ

た。

(3) このことから、実施機関が岩出市船戸の一部地区において行った地籍調査について無効であるとの異議申立人の主張に対して、国土調査法の規定に基づき適正に行ったことを明らかにするため、本件公文書を特定したとする実施機関の説明は、何ら不合理なことではない。

(4) よって、実施機関が行った本件処分は、妥当である。

2 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地籍調査事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例第13条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H27・11・30	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H27・12・1	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H27・12・16	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H27・12・22	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H28・1・4	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理
H28・1・6	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H28・1・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

本件公開請求の内容

国土調査法第2条1項3号で行った地籍調査は測量法第11条に基づかない測量法第62条第2項1号及び国土調査法第36条1項1号に該当するが、昭和31年9月30日付総理府告示340号に違反する。地方自治法第2条第16項で無効とならないことの証明できる公文書の原本開示。